

高齢者用肺炎球菌定期予防接種のお知らせ

令和8年度から使用ワクチンが変更になりました。新たに対象となる方の自己負担金額は、5,500円です。

令和7年度既に対象年齢に達している方で、有効期間内の予診票をお持ちの方の自己負担金額は、4,000円です。

対象者	<p>以下の①～③の全てに該当する方が対象者です。</p> <p>①墨田区に住民登録がある方 ※接種日現在、区外へ転出している場合は対象外です。</p> <p>②過去に肺炎球菌予防接種を接種したことがない方 ※自費・公費にかかわらず過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は、この通知が届いていても対象外となりますので、ご了承ください。</p> <p>③接種日現在、以下の年齢の方 65歳の方 ※60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方（身体障害者手帳1級）も対象です。</p>
接種費用 (自己負担金額) ※令和8年度	<p>5,500円</p> <p>※生活保護を受給の方及び中国残留邦人等の法律による支援給付を受けている方は自己負担金額が「免除」となります。免除対象の方で予診票の自己負担金額が0円ではない場合は、<u>生活福祉課（墨田区役所3階）で「減免印」を押してもらい、接種してください。</u></p> <p>※令和7年度に対象年齢となった方の自己負担金額は、4,000円です。</p>
実施場所	<p>墨田区内の実施医療機関または墨田区以外の東京22区内の指定医療機関</p> <p>※墨田区以外の東京22区内の指定医療機関は、医療機関所在地の保健所に確認してください。</p> <p>(注) 東京23区以外で接種を希望する場合は、接種前に医療機関所在地の自治体に以下の点をご確認ください。</p> <p>①他自治体（墨田区民）の予防接種受け入れを行っているか。 ②受け入れを行っている場合、費用の助成はあるか。 ③墨田区が発行する「予防接種依頼書※」は必要か。依頼先は、自治体でよいか。</p> <p>※予防接種依頼書は、予防接種が原因の健康被害が起こった際に、予防接種法に基づく補償を受けるために必要な書類です。自治体の受け入れや費用助成がない場合は、医療機関あての依頼書を発行し、医療機関が定める金額で定期接種として接種を受けることができます。</p> <p>必要な場合には、墨田区保健予防課までお問い合わせください。</p> <p>※実施期間中に医療機関に入院又は高齢者施設に入所しており、特別区の区域内の委託医療機関以外で予防接種を受ける場合、定期接種として墨田区の費用助成（償還払い）の対象となる場合があります。詳しくは、保健予防課感染症係までお問い合わせください。</p>
接種方法	<p>(1) 予防接種を受ける際には、『高齢者用肺炎球菌予防接種予診票』に記載されている質問事項に回答し、実施医療機関に必ずお持ちください。</p> <p>(2) 接種後、医療機関から渡される『予防接種済証（本人控）』は、接種した記録となりますので、大切に保管してください。</p>
ワクチン	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン

【お問い合わせ】 保健予防課感染症係 電話 03-5608-6191

裏面の注意事項を必ずお読みください。

〈高齢者用肺炎球菌予防接種のご注意〉

1. 肺炎球菌とは

肺炎を起こす原因菌の中で重要な位置を占めている病原性が高い細菌で、成人の肺炎の約2～3割は、肺炎球菌により引き起こされるとの報告があります。肺炎球菌は、このほかにも、血液の中に細菌が回ってしまう敗血症などの重い感染症の原因になることがあります。

2. 肺炎球菌感染症の予防

肺炎は、高齢者にとって重篤になりやすい病気です。発病の予防には、肺炎球菌ワクチン接種が有効です。ワクチンを接種しておく、万が一肺炎にかかっても、軽い症状ですむという効果が期待されます。

3. 肺炎球菌ワクチン

定期接種で使用される「20価肺炎球菌ワクチン」で、すべての肺炎などが防げるわけではありませんが、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。令和7年度までは「23価肺炎球菌ワクチン」を使用していましたが、「20価肺炎球菌ワクチン」の方が「23価肺炎球菌ワクチン」よりも高い有効性が期待できることから、定期接種で用いるワクチンが変更となりました。

4. 肺炎球菌ワクチンの副反応

接種後に注射部位の腫れや、筋肉痛、疲労感が見られることがありますが、日常生活に差し支えるほどのものではなく、通常1～2日で消失します。また、重篤な副反応として、ショック・アナフィラキシー、痙攣（熱性痙攣含む）、血小板減少性紫斑病がまれにみられることがあります。

5. 肺炎球菌ワクチンの接種回数

高齢者の肺炎球菌感染症に対する「20価肺炎球菌ワクチン」を用いた定期接種は1回で完了します。
なお、過去に自費・公費に関わらず、肺炎球菌ワクチンを接種したことのある方は定期予防接種の対象となりませんので、今回お送りした予診票はお使いいただけません。再接種の際は全額自己負担となりますのでご注意ください。

6. 肺炎球菌ワクチンとその他のワクチンとの接種間隔

インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの両方のワクチンを接種することで、より高い肺炎予防効果が期待されます。医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、带状疱疹ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。

また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

7. 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意事項

肺炎球菌予防接種の必要性や副反応についてよく理解した上で、予防接種を受けましょう。

気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、保健所に相談しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。『高齢者用肺炎球菌予防接種予診票』は、接種する医師にとって予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ① ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ② 明らかに発熱している人
一般的に、体温が37.5℃を超えている場合を指します。
- ③ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるのでその日は見合わせるのが原則です。
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合
上記の①、②、③に該当しなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。